



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*12 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1

○ 和歌山県訓令、和教委訓令、和歌山県警察本部訓令共管訓令

*1 地方青少年対策部規程の一部を改正する訓令 (青少年・男女共同参画課)..... 2

○ 公告

紀の川流域下水道の指定管理者の指定 (下水道課)..... 2

紀の川中流流域下水道の指定管理者の指定 (")..... 3

規 則

和歌山県規則第12号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則 (昭和39年和歌山県規則第99号) の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項中

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 及び産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例 (平成20年和歌山県条例第49号) に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	を	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例 (平成20年和歌山県条例第49号) 及び和歌山県ごみの散乱防止に関する条例 (令和2年和歌山県条例第13号) に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	に改め、
--	---	---	------

同表18の項中

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	を	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例及び和歌山県ごみの散乱防止に関する条例に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	に改める。
---	---	---	-------

別表第2の9の項及び17の項中

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	を	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例及び和歌山県ごみの散乱防止に関する条例に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	に改める。
---	---	---	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県訓令、和教委訓令、和歌山県警察本部訓令共管訓令

和歌山県訓令

和教委訓令第1号

和歌山県警察本部訓令

庁中一般
振興局
保健所
警察署

地方青少年対策部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸
和歌山県教育委員会教育長 宮崎泉
和歌山県警察本部長 遠藤剛

地方青少年対策部規程の一部を改正する訓令

和歌山県訓令

地方青少年対策部規程（平成10年和歌山県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

和歌山県警察本部訓令

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表			
名称	所在地	構成機関	担当地区	名称	所在地	構成機関	担当地区
略				略			
有田地方 青少年対 策本部	湯浅町	有田振興局 湯浅保健所 有田湯浅警察 署	略	有田地方 青少年対 策本部	湯浅町	有田振興局 湯浅保健所 有田警察署 湯浅警察署	略
略	略	略	略	略	略	略	略
西牟婁地 方青少年 対策本部	田辺市	西牟婁振興局 田辺保健所 田辺警察署 白浜警察署 新宮警察署	略	西牟婁地 方青少年 対策本部	田辺市	西牟婁振興局 田辺保健所 田辺警察署 白浜警察署 串本警察署	略
東牟婁地 方青少年 対策本部	新宮市	東牟婁振興局 新宮保健所 新宮保健所串 本支所 新宮警察署	略	東牟婁地 方青少年 対策本部	新宮市	東牟婁振興局 新宮保健所 新宮保健所串 本支所 新宮警察署 串本警察署	略

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

公 告

公 告

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成12年和歌山県条例第80号）第12条の規定により、紀の川流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公 告

和歌山県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成12年和歌山県条例第80号）第12条の規定により、紀の川中流流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで